| 平成十二年地共済改正法附則第三項 | 平成十二年地共済改正法附則第四項 | 平成十二年地共済改正法附則第十一条第一項 |
| --- | --- | --- |
| に第四十四条第二項 | 法第四十四条第二項中「組合員期間」とあるのは「組合員期間の月数を組合員期間の月数に、第七十九条第一項第二号中「組合員期間の」とあるのは「組合員期間の月数を組合員期間の月数に、第八十七条第一項第一号及び第二項第一号中「組合員期間」とあるのは「組合員期間の月数」と、附則第二十一条第一項及び第二項に規定する従前額改定率をいう。以下同じ。）を乗じて得た金額に | 金額に従前額改定率（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号）附則第二十一条第一項及び第二項に規定する従前額改定率をいう。以下同じ。）を乗じて得た金額に |
| 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第七十条第一項の規定による長期給付に関する政令（平成二十七年政令第三百四十号）第七条第一項の規定により読み替えられた被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第六十条第五項の規定によりなお効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の第四十四条第二項に | なお効力を有する改正前地共済法第四十四条第二項中「旧地共済施行日前期間（平成二十四年一元化法附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間と平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する追加費用対象期間」（以下「追加費用対象期間」という。）とを合算した期間をいう。以下同じ。） | 第七十九条第一項第二号中「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間（以下「旧地方公務員共済組合員期間」という。）の月数と追加費用対象期間の月数とを合算した | 第七十九条第一項第二号中「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間（以下「旧地方公務員共済組合員期間」という。）の月数と追加費用対象期間の月数とを合算した | 第八十七条第一項第二号及び第二項第一号中「組合員期間の」とあるのは「組合員期間の月数を組合員期間の月数に、「旧地方公務員共済組合員期間の月数と追加費用対象期間の月数とを合算した | 月数を組合員期間 | 第九十九条の二第一項第一号イ中「組合員期間の」とあるのは「組合員期間の月数と追加費用対象期間の月数とを合算した | 同号ロ中「組合員期間」とあるのは「旧地方公務員共済組合員期間が」と、「組合員期間の月数と追加費用対象期間の月数とを合算した月数」と、附則第二十条の二第二項第二号及び第三号中「組合員期間の月数」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」 | 法による年金である給付の額 | 金額に従前額改定率を乗じて得た金額 |
| 改正前地共済法による職域加算額 | 金額に従前額改定率（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号）附則第二十一条第一項及び第二項に規定する従前額改定率をいう。以下同じ。）を乗じて得た金額 | の月数 | | | | | | | |

| 平成十二年地共済改正法附則第十一条第一項第一号 | 平成十二年地共済改正法附則第十一条第一項第二号 | 平成十二年地共済改正法附則第十一条第二項 |
| --- | --- | --- |
| 組合員期間 | 組合員期間 | 組合員期間 |
| 第七十九条第一項第二号 | としてなお効力を有する改正前地共済法 | 、法 |
| 旧地共済施行日前期間 | 第七十九条第一項第二号 | 第七十九条第一項第二号 |
| としてなお効力を有する改正前地共済法 | 及び第三号並びになお効力を有する昭和六十年改正法 | 、なお効力を有する改正前地共済法 |
| 第七十九条第一項第二号 | から第三項まで並びに附則第二十条の二第二項第二号及び第三号並びに昭和六十年改正法 | 旧地共済施行日前期間 |
| 及び第三号並びになお効力を有する昭和六十年改正法 | | 組合員期間 |
| 附則第二十六条第五項 | | 昭和六十年改正法 |
| の規定 | | から第三項まで |
| 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第七十条第一項の規定による長期給付に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）第十二条第一項の規定により読み替えて適用する | | 附則第二十条の二第二項第二号及び第三号、附則第二十五条の二十第一項、附則第二十五条の三第一項及び第二十五条の四第一項並びに附則第二十五条の五第一項並びに附則第二十六条第五項 |
| 附則第十一条第三項 | 附則第十一条第二項 | |